

4 骨子案(山梨県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) ・介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	定義(第2条)	・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
参	指定居宅サービスの事業の一般原則(第3条)	

【訪問介護】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第4条)	・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	訪問介護員等の員数(第5条)	
従	管理者(第6条)	
参	設備及び備品等(第7条)	
従・参	内容及び手続の説明及び同意(第8条)	
従	提供拒否の禁止(第9条)	
参	サービス提供困難時の対応(第10条)	
参	受給資格等の確認(第11条)	
参	要介護認定の申請に係る援助(第12条)	
参	心身の状況等の把握(第13条)	
参	居宅介護支援事業所等との連携(第14条)	
参	法定受領サービスの提供を受けるための援助(第15条)	
参	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供(第16条)	
参	居宅サービス計画等の変更の援助(第17条)	
参	身分を証する書類の携行(第18条)	
参	サービス提供の記録(第19条)	
参	利用料等の受領(第20条)	
参	保険給付の請求のための証明書の交付(第21条)	
参	指定訪問介護の基本取扱方針(第22条)	
参	指定訪問介護の具体的取扱方針(第23条)	
参	訪問介護計画の作成(第24条)	
従	同居家族に対するサービス提供の禁止(第25条)	
参	利用者に関する市町村への通知(第26条)	
参	緊急時等の対応(第27条)	

参	管理者及びサービス提供責任者の責務（第28条）
参	運営規程（第29条）
参	介護等の総合的な提供（第29条の2）
参	勤務体制の確保等（第30条）
参	衛生管理等（第31条）
参	掲示（第32条）
従	秘密保持等（第33条）
参	広告（第34条）
参	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（第35条）
参	苦情処理（第36条）
参	地域との連携（第36条の2）
従	事故発生時の対応（第37条）
参	会計の区分（第38条）
参	記録の整備（第39条）
—	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
従	訪問介護員等の員数（第40条）
従	管理者（第41条）
参	設備及び備品等（第42条）
従	同居家族に対するサービス提供の制限（第42条の2）
従・参	準用（第43条）

【訪問入浴介護】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第44条）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	従業者の員数（第45条）	
従	管理者（第46条）	
参	設備及び備品等（第47条）	
参	利用料等の受領（第48条）	
参	指定訪問入浴介護の基本取扱方針（第49条）	
従・参	指定訪問入浴介護の具体的取扱方針（第50条）	
参	緊急時等の対応（第51条）	
参	管理者の責務（第52条）	
参	運営規程（第53条）	
参	記録の整備（第53条の2）	
従・参	準用（第54条）	

一	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
従	従業者の員数（第55条）
従	管理者（第56条）
参	設備及び備品等（第57条）
従・参	準用（第58条）

【訪問看護】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第59条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	看護師等の員数（第60条）	
従	管理者（第61条）	
参	設備及び備品等（第62条）	
参	サービス提供困難時の対応（第63条）	
参	居宅介護支援事業者等との連携（第64条）	
参	利用料等の受領（第66条）	
参	指定訪問看護の基本取扱方針（第67条）	
参	指定訪問看護の具体的取扱方針（第68条）	
従・参	主治の医師との関係（第69条）	
参	訪問介護計画及び訪問看護報告書の作成（第70条）	
従	同居家族に対する訪問看護の禁止（第71条）	
参	緊急時等の対応（第72条）	
参	運営規程（第73条）	
参	記録の整備（第73条の2）	
従・参	準用（第74条）	

【訪問リハビリテーション】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第75条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第76条）	
参	設備及び備品等の要件（第77条）	
参	利用料等の受領（第78条）	
参	指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針（第79条）	
参	指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針（第80条）	
参	訪問リハビリテーション計画の作成（第81条）	

参	運営規程（第82条）
参	記録の整備（第82条の2）
従・参	準用（第83条）

【居宅療養管理指導】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第84条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数（第85条）	
参	設備及び備品等（第86条）	
参	利用料等の受領（第87条）	
参	指定居宅療養管理指導の基本取扱方針（第88条）	
参	指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針（第89条）	
参	運営規程（第90条）	
参	記録の整備（第90条の2）	
従・参	準用（第91条）	

【通所介護】（療養通所介護、基準該当居宅サービスに関する基準を含む。）

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第92条）	<p>・非常災害対策（第103条・105条の19・109条）</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>①非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>②避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設け</p>
従	従業者の員数（第93条）	
従	管理者（第94条）	
参	設備及び備品等（第95条）	
参	利用料等の受領（第96条）	
参	指定通所介護の基本取扱方針（第97条）	
参	指定通所介護の具体的取扱方針（第98条）	
参	通所介護計画の作成（第99条）	
参	運営規程（第100条）	
参	勤務体制の確保等（第101条）	
参	定員の遵守（第102条）	
参	非常災害対策（第103条）	
参	衛生管理等（第104条）	
参	記録の整備（第104条の2）	

従・参	準用（第105条）	<p>る。</p> <p>・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
－	以下「療養通所介護に関する基準」	
参	この節の趣旨（第105条の2）	
参	基本方針（第105条の3）	
従	従業者の員数（第105条の4）	
従	管理者（第105条の5）	
標準	利用定員（第105条の6）	
従・参	設備及び備品等（第105条の7）	
従・参	内容及び手続きの説明および同意（第105条の8）	
参	心身の状況等の把握（第105条の9）	
参	居宅介護支援事業者等との連携（第105条の10）	
参	指定療養通所介護の具体的取扱方針（第105条の11）	
参	療養通所介護計画の作成（第105条の12）	
参	緊急時等の対応（第105条の13）	
参	管理者の責務（第105条の14）	
参	運営規程（第105条の15）	
参	緊急時対応医療機関（第105条の16）	
参	安全・サービス提供管理委員会の設置（第105条の17）	
参	記録の整備（第105条の18）	
従・参	準用（第105条の19）	
－	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」	
従	従業員の員数（第106条）	
従	管理者（第107条）	
参	設備及び備品等（第108条）	
従・参	準用（第109条）	

【通所リハビリテーション】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第110条）	<p>・非常災害対策（第119条） 【通所介護】に準じて独自基準を定める。</p>
従	従業者の員数（第111条）	
従・参	設備に関する基準（第112条）	<p>・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はな</p>
参	指定通所リハビリテーションの基本取扱方針（第113条）	

参	指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針（第114条）	いことから、省令どおりの基準を規定する。
参	通所リハビリテーション計画の作成（第115条）	
参	管理者の責務（第116条）	
参	運営規程（第117条）	
参	衛生管理等（第118条）	
参	記録の整備（第118条の2）	
従・参	準用（第119条）	

【短期入所生活介護】（ユニット型指定短期入所生活介護、基準該当居宅サービスに関する基準を含む。）

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第120条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第140条・140条の13・140条の32） 【通所介護】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	従業者の員数（第121条）	
従	管理者（第122条）	
標準	利用定員等（第123条）	
従・参	設備及び備品等（第124条）	
従・参	内容及び手続の説明及び同意（第125条）	
参	指定短期入所生活介護の開始及び終了（第126条）	
参	利用料等の受領（第127条）	
従・参	指定短期入所生活介護の取扱方針（第128条）	
参	短期入所生活介護計画の作成（第129条）	
従・参	介護（第130条）	
参	食事（第131条）	
参	機能訓練（第132条）	
参	健康管理（第133条）	
参	相談及び援助（第134条）	
参	その他サービスの提供（第135条）	
参	緊急時等の対応（第136条）	
参	運営規程（第137条）	
参	定員の遵守（第138条）	
参	地域等との連携（第139条）	
参	記録の整備（第139条の2）	
従・参	準用（第140条）	
—	以下「ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」	
参	この節の趣旨（第140条の2）	

参	基本方針（第140条の3）
従・参	設備及び備品等（第140条の4）
標準	準用（第140条の5）
参	利用料等の受領（第140条の6）
従・参	指定短期入所生活介護の取扱方針（第140条の7）
従・参	介護（第140条の8）
参	食事（第140条の9）
参	その他のサービスの提供（第140条の10）
参	運営規程（第140条の11）
従・参	勤務体制の確保等（第140条の11の2）
参	定員の遵守（第140条の12）
従・参	準用（第140条の13）
—	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
参	指定通所介護事業所等との併設（140条の26）
従	従業者の員数（140条の27）
従	管理者（140条の28）
標準	利用定員等（140条の29）
従・参	設備及び備品等（140条の30）
参	指定通所介護事業所等との連携（140条の31）
従・参	準用（140条の32）

【短期入所療養介護】（ユニット型指定短期入所療養介護に関する基準を含む。）

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第141条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第155条・155条の12） 【通所介護】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	従業員の員数（第142条）	
従・参	設備に関する基準（第143条）	
参	対象者（第144条）	
参	利用料等の受領（第145条）	
従・参	指定短期入所療養介護の取扱方針（第146条）	
参	短期入所療養介護計画の作成（第147条）	
従	診療の方針（第148条）	
参	機能訓練（第149条）	
従・参	看護及び医学的管理の下における介護（第150条）	
参	食事の提供（第151条）	

参	その他サービスの提供（第152条）
参	運営規程（第153条）
参	定員の遵守（第154条）
参	記録の整備（第154条の2）
従・参	準用（第155条）
—	以下「ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」
参	この節の趣旨（第155条の2）
参	基本方針（第155条の3）
従・参	設備に関する基準（第155条の4）
参	利用料等の受領（第155条の5）
従・参	指定短期入所療養介護の取扱方針（第155条の6）
従・参	看護及び医学的管理の下における介護（第155条の7）
参	食事（第155条の8）
参	その他のサービスの提供（第155条の9）
参	運営規程（第155条の10）
従・参	勤務体制の確保等（第155条の10の2）
参	定員の遵守（第155条の11）
従・参	準用（第155条の12）

【特定施設入居者生活介護】（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に関する基準を含む。）

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第174条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第192条・192条の12） 【通所介護】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	従業者の員数（第175条）	
従	管理者（第176条）	
参	設備に関する基準（第177条）	
従・参	内容及び手続の説明及び契約の締結等（第178条）	
従・参	指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等（第179条）	
参	法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意（第180条）	
参	サービス提供の記録（第181条）	
参	利用料等の受領（第182条）	
従・参	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針（第183条）	
参	特定施設サービス計画の作成（第184条）	

参	介護（第185条）
参	健康管理（第186条）
参	相談及び援助（第187条）
参	利用者の家族との連携（第188条）
参	運営規程（第189条）
参	勤務体制の確保等（第190条）
参	協力医療機関等（第191条）
参	地域との連携等（第191条の2）
参	記録の整備（第191条の3）
従・参	準用（第192条）
—	以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準」
参	この節の趣旨（第192条の2）
参	基本方針（第192条の3）
従	従業者の員数（第192条の4）
従	管理者（第192条の5）
参	設備に関する基準（第192条の6）
従・参	内容及び手続の説明及び契約の締結等（第192条の7）
参	受託居宅サービスの提供（第192条の8）
参	運営規程（第192条の9）
参	受託居宅サービス事業者への委託（第192条の10）
参	記録の整備（第192条の11）
従・参	準用（第192条の12）

【福祉用具貸与】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第193条）	<ul style="list-style-type: none"> ・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
従	福祉用具専門相談員の員数（第194条）	
従	管理者（第195条）	
参	設備及び備品等（第196条）	
参	利用料等の受領（第197条）	
参	指定福祉用具貸与の基本取扱方針（第198条）	
参	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（第199条）	
参	福祉用具貸与計画の作成（第199条の2）	

参	運営規程（第200条）
参	適切な研修の機会の確保（第201条）
参	福祉用具の取扱種目（第202条）
参	衛生管理等（第203条）
参	掲示及び目録の備え付け（第204条）
参	記録の整備（第204条の2）
従・参	準用（第205条）
—	以下「基準該当居宅サービスに関する基準」
従	福祉用具専門相談員の員数（第205条の2）
従・参	準用（第206条）

【特定福祉用具販売】

基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第207条）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	福祉用具専門相談員の員数（第208条）	
従	管理者（第209条）	
参	設備及び備品等（第210条）	
参	サービスの提供の記録（第211条）	
参	販売費用の額等の受領（第212条）	
参	保険給付の申請に必要な書類等の交付（第213条）	
参	指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針（第214条）	
参	特定福祉用具販売計画の作成（第214条の2）	
参	記録の整備（第215条）	
従・参	準用（第216条）	

【指定居宅サービス事業者の法人格の有無】 従＝従うべき基準

基準	介護保険法施行規則	県の考え方
従	法第70条第3項の厚生労働省令で定める基準（第126条の4の2）	<p>・本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>